

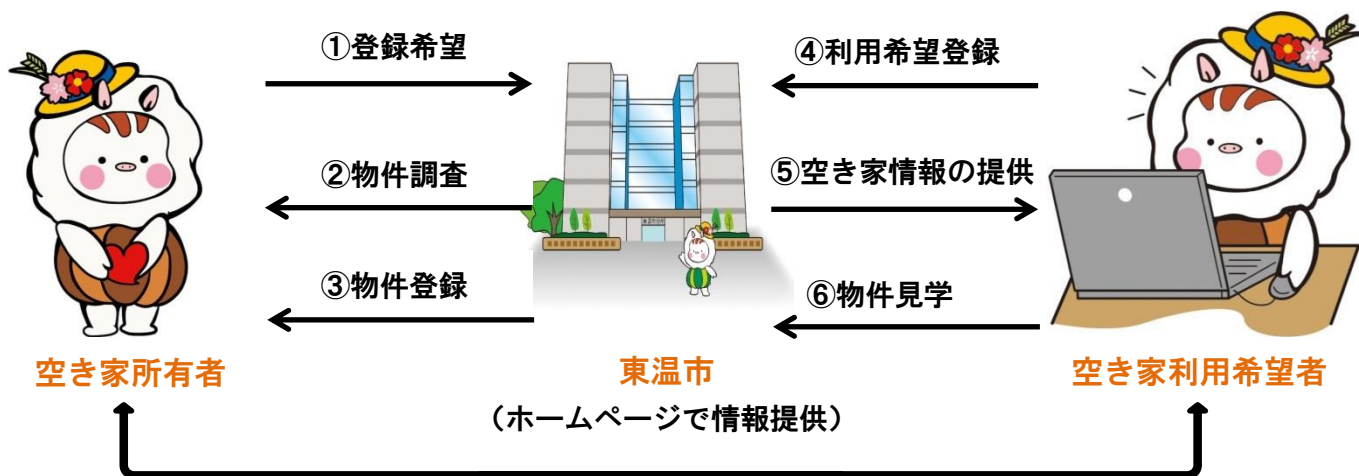
# 東温市空き家バンク制度 のご案内

東温市では空き家等の有効活用を目的に「空き家バンク」を開設しています。空き家バンクには、空き家のほか、空き地、空き店舗、空き農地の登録が可能です。眠っている資産の有効活用を、是非ご検討ください。

## 『空き家バンク制度』の目的

- 1 東温市の人口は年々減少し、**空き家も増加**しています。  
このまま空き家を放っておくと、**防犯・防災上の問題や周辺住環境の悪化**につながります。
- 2 空き家バンクを活用して**市外などから移住者が移り住む**ことで**地域の活性化**が見込めます。
- 3 空き店舗を活用すれば、起業者への初期段階での支援となり、**地域経済の好循環**が見込めます。

## 『空き家バンク制度』のイメージ図



⑦賃貸・売買の交渉・契約 (必要に応じて不動産事業者の仲介)

※市では、仲介業者の斡旋等は行っておりません。

いのとん©2013東温市

貸したい




売りたい

# 空き家所有者の方の登録を

## お待ちしております

詳しくは裏面へ

# 『空き家バンク制度』の登録手順

- 1 **物件登録申請** 空き家の賃貸借・売却を希望する方が必要書類を添えて、市に申請します。  

- 2 **物件の調査・登録** 市職員が物件の現地確認に伺います。（※必要に応じて内観確認の立会をお願いします。居住地が遠方等の理由により立会ができない場合は、親族や不動産業者の仲介等をお願いします。）  

- 3 **空き家情報の公開** 市のホームページで空き家情報（所在地・価格・物件状態・写真など）の提供を行います。  

- 4 **物件交渉・契約** 利用希望者から申込みがあったときは、所有者の方に市担当から連絡します。その後、当事者間で契約交渉等を行うこととなります。  
※賃貸借・売買後のトラブルを避けるため、可能な限り専門家（不動産事業者）の仲介をお願いしています。仲介業者の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく手数料が発生します。（※市は、契約交渉等には一切関与しません。）

## 契約までのイメージ

- 1 登録物件の利用希望があった場合、市から所有者へ連絡  
（※既に不動産業者に仲介をお願いされている場合は、事業者へ連絡します。）
- 2 利用希望者が物件の内観を確認したい場合は、所有者（又は仲介業者）と市が立ち会い
- 3 契約に進む場合は、当事者間で、物件の詳細や賃貸借契約・売買契約の内容について確認  
・賃料や賃貸借契約満了時の引渡しなどの重要事項は、専門知識を有するものであり、今後のトラブルを避けるため、専門家による仲介が望ましいと考えます。
- 4 当事者間で合意形成が図られた場合、賃貸借契約・売買契約を締結  
**※東温市では、空き家の利活用を図る移住者の方に、改修費の一部を助成しています。**

## 問合せ先

東温市 総務部 企画政策課 地域振興係  
TEL：089-964-4473  
FAX：089-964-1609  
平日 8：30～17：15（土日祝日を除く）